



軽油引取税の免税制度について

軽油引取税が、平成21年度に道路整備に用いられる目的税から普通税へ移行したことに伴い、石油化学製品の製造以外の用途の免税制度は、平成30年3月末までの適用となっておりますが、このたびの税制改正により、一部の用途を除き、**「免税制度を3年間延長する」**こととなりましたのでお知らせします。なお、当該制度の廃止・縮減及び延長については、今後の法律の改正等により施行されます。

◇ 平成30年3月末で廃止・縮減となる業種、用途

・電気供給業【縮減】

(汽力発電装置の助燃の用途又はガスタービン発電装置の動力源の用途のうちガスタービン発電装置の動力源の用途)

・地熱資源開発事業【廃止】

(地熱資源の開発のために使用する動力付き試すい機の動力源の用途)

◇ 特例措置が延長となる業種、用途

・延長業種…これまで免税対象となった用途で、上記の廃止・縮減となる業種、用途以外は、引き続き免税制度を適用することができます。

・延長期間…平成30年4月1日から3年間

※ 延長となる用途については、これまでと同様の手続き（申請）をお願いします。

◇ 軽油引取税に関するお問い合わせ先

ご不明な点等については、お近くの総合支庁税務担当課、又は山形県庁税政課までお問い合わせください。

・村山総合支庁課税課	TEL：023-621-8126
・村山総合支庁西村山税務室	TEL：0237-86-8135
・村山総合支庁北村山税務室	TEL：0237-47-8621
・最上総合支庁税務課	TEL：0233-29-1229
・置賜総合支庁税務課	TEL：0238-26-6015
・置賜総合支庁西置賜税務室	TEL：0238-88-8210
・庄内総合支庁税務課	TEL：0235-66-5428
・山形県総務部税政課 課税担当	TEL：023-630-2068

